

# 特別支援学校支援籍学習の実施について

令和4年6月2日

毛呂山特別支援学校 支援部

## 1 目的

ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、障害のある児童生徒が地域との関係を深めるとともに、「社会で自立できる自信と力」を育む。

## 2 対象者の資格

- (1) 本校学区内の小中学校に在籍し、本人及び保護者、在籍校校長の共通理解がある者
- (2) 在籍校を所管とする教育委員会の了解を得ている者
- (3) 定期的に在籍校との連携が図れる者
- (4) 本校校長が特別支援学校支援籍学習の実施が適切であると判断した者

※特別支援学校支援籍学習は、本校への転学を目的とした事前学習や学習体験の場ではないため、在籍校では、児童生徒の教育的ニーズを十分に検討した上で依頼すること。

※本校の【転学に係る相談】を希望する者は、特別支援学校支援籍学習を実施することはできない。

## 3 実施の手順

- (1) 在籍校は、資料Ⅰ及び児童生徒の実態がわかる資料（個別の支援プラン等）を添え、所管する教育委員会を通じて4月5日（月）から6月30日（木）までに本校へ提出する。
- (2) 毛呂山特別支援学校は在籍校と相談の上、実施の是非について判断する。（なお、希望理由等によっては、特別支援学校支援籍学習以外の教育相談を提案することもあります。）
- (3) 在籍校及び教育委員会双方へ受け入れ判断の決定を連絡する。
- (4) 支援籍学習実施に向けた打合せを8月中旬に行う。
- (5) 毛呂山特別支援学校にて特別支援学校支援籍学習を学期1回程度実施する。
- (6) 支援籍学習の評価会を2月下旬に行う。

## 4 実施上の留意点

- (1) 本校の児童生徒と共に授業に参加する。主に自立活動の時間の個別学習となる。
- (2) 本校までの送迎は保護者が行き、学習指導に際しては在籍校の教員が引率する。
- (3) 机、椅子、下足箱等については、可能な限り措置する。
- (4) 必要に応じて共通理解、見直しを図る機会を設定する。
- (5) 実施については継続の場合であっても上記手続きを毎年行う。
- (6) 次年度、特別支援学校支援籍学習を継続する場合も新規同様の手続きを行う。
- (7) 事故防止及び事故発生時は、本校のマニュアルに準じて対応する。